

掛川市条例第31号

掛川市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

掛川市長

(別紙)

掛川市防災会議条例の一部を改正する条例

掛川市防災会議条例（平成17年掛川市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項に次の2号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

第3条に次の2項を加える。

6 前項第8号から第10号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項に規定する委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。